

第6条 開示請求に係る手数料

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示を受ける地方公共団体等行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる地方公共団体等行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

(1) 県の機関が法第82条第2項の決定をした場合

(2) 閲覧、視聴又は聴取の方法により開示を受ける場合

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

[趣旨]

本条は、法第89条第2項において、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者に対する手数料は、実費の範囲内において条例で定めることとされていることから、その額について定めたものである。

[解釈]

1 手数料の額は、事務に要する実費や他の都道府県の状況等を勘案して定められたものである。

2 第2項ただし書は、開示請求者の責めに帰すことができない理由により、開示の決定に係る保有個人情報の開示を受けることができない場合等に手数料を還付するための規定である。具体的には、保有個人情報の開示請求をした者が、開示の決定の通知を受けて、これに係る手数料を納付し、その後、第三者から当該開示の決定について審査請求がなされ、開示の決定を取り消す旨の裁決がなされた場合が想定される。

3 第3項は、経済的困難その他特別の理由がある場合に、個々具体的に判断し、減免する合理的な理由があると判断される場合について減免することとするものである。

4 「経済的困難その他特別の理由がある」場合に該当すると考えられる例

(1) 生活保護法により保護を受けている場合

(2) 災害等不時の事故により、生活が困難になった場合